

＜解説＞

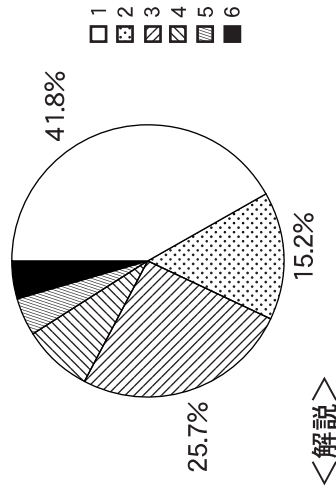
「とても住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と答えた子が6割以上で、大半の子は「住みやすい」と感じている。これは男女や町域ではあまり大きな差は見られなかったが、「住みやすい」という子は南方町で7割を超えるなどやや多く、登米町ではわずかながらやや少ないという傾向が見られた。

小5と中3を比較してみると、小5では「住みやすい」が74.3%、「住みにくい」が3.9%なのに対し、中3では「住みやすい」が50.8%と小5に比べて20ポイント以上も少なくなり、逆に「住みにくい」が14.3%と10ポイント以上多くなっている。年齢が増すに従って地域への不満や他地域へのあこがれが見え隠れしてくるのかも知れない。

問6 あなたは、自分の住んでいるところの自然が将来どのようなようになってほしいと思いますか。

(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | |
|---|-----------------------------|-----|-------|
| 1 | 今よりもっと自然が豊かになってほしい。 | 676 | 41.8% |
| 2 | どちらかというは今よりもやや自然が豊かになってほしい。 | 245 | 15.2% |
| 3 | 今のままの自然がずっと残ってほしい。 | 415 | 25.7% |
| 4 | どちらかというは今よりもやや開発された方がよい。 | 135 | 8.3% |
| 5 | 今よりもっと開発された方がよい。 | 73 | 4.5% |
| 6 | よくわからない。 | 73 | 4.5% |



＜解説＞

「今よりも自然が豊かになってほしい」と答えた子が最も多く、「今のままの自然が残ってほしい」という子も含めると8割を超えている。

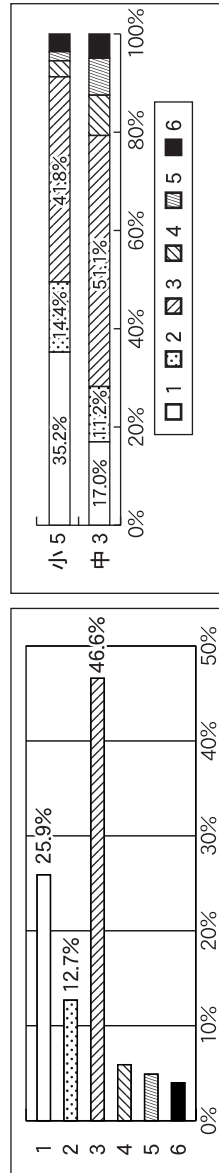
ただ、小5と中3ではややニュアンスが異なり、小5では「今よりもっと自然が豊かになってほしい」が過半数を占めているのに対し、中3では「開発された方がよい」も2割弱に達している。

地域別に見てみると、「自然が豊かになってほしい」という子は津山町でやや多く、東和町ではやや少ない。

問7 あなたは、登米市がこれからはばらばらの間、環境と開発のどちらにより力を入れるべきだと思いますか。

(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。しばらくの間とは10年ぐらひとします。)

- | | | | |
|---|----------------------------------|-----|-------|
| 1 | これからはばらばらの間は、開発よりもっと環境に力を入れるべきだ。 | 418 | 25.9% |
| 2 | これからはばらばらの間は、開発よりもやや環境に力を入れるべきだ。 | 206 | 12.7% |
| 3 | 環境と開発のバランスをとるべきだ。 | 753 | 46.6% |
| 4 | これからはばらばらの間は、環境よりもやや開発に力を入れるべきだ。 | 96 | 5.9% |
| 5 | これからはばらばらの間は、環境よりもっと開発に力を入れるべきだ。 | 80 | 4.9% |
| 6 | よくわからない。 | 64 | 4.0% |



＜解説＞

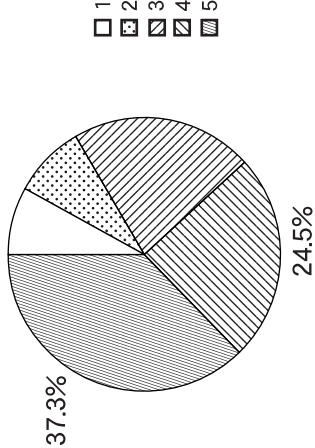
市全体では、「環境と開発のバランスをとるべきだ」と答えた子が半分弱の46.6%で最も多かったが、小5は「環境に力を入れるべき」が約半数の49.6%を占め、中3では「環境と開発のバランスをとるべきだ」が過半数の51.1%を占めた。

同じ質問に対し、18歳以上の市民では「環境と開発のバランスをとるべきだ」が約6割を占めたので、年齢が上がるほど「環境に力を入れるべき」が少なくなり「環境と開発のバランスをとるべきだ」が増える傾向が見られた。

地域別に見てみると、「環境と開発のバランスをとるべきだ」は米山町と南方町で過半数を占め、「環境に力を入れるべき」は東和町、豊里町、石越町、津山町でやや多かった。また、「開発に力を入れるべき」は登米町でやや多い傾向が見られた。

問8 あなたは、ビルに囲まれた都会と自然豊かなところを比べたら、どちらの方が好きですか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | |
|---|-------------------------|-----|-------|
| 1 | ビルに囲まれた都会の方が好きだ。 | 130 | 8.0% |
| 2 | どちらかというビルに囲まれた都会の方が好きだ。 | 139 | 8.6% |
| 3 | どちらともいえない。 | 349 | 21.6% |
| 4 | どちらかという自然豊かなところの方が好きだ。 | 396 | 24.5% |
| 5 | 自然豊かなところの方が好きだ。 | 603 | 37.3% |



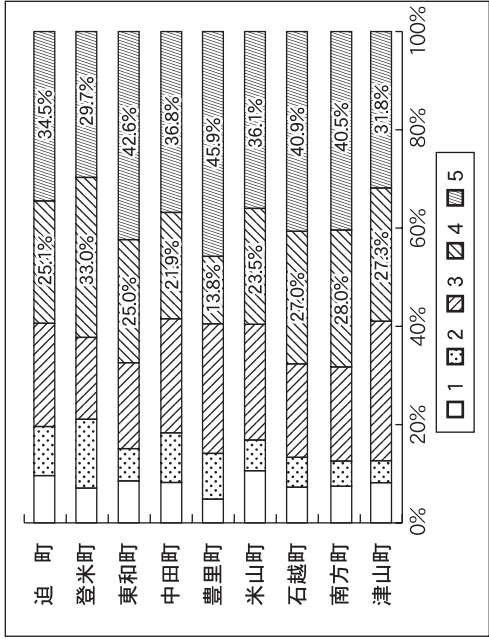
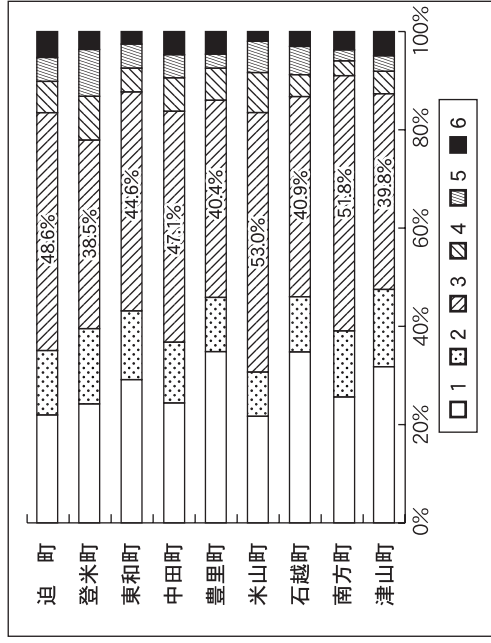
＜解説＞

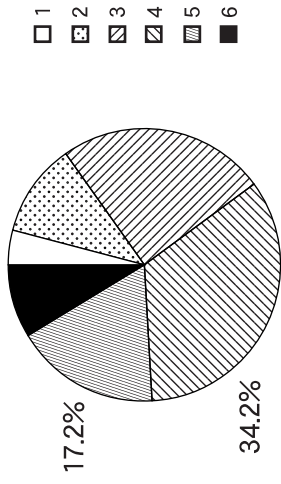
市全体では「自然豊かなところの方が好き」という子が6割以上を占めている。地域別に見てみると、「自然豊かなところの方が好き」という子は東和町、石越町、南方町の3町で特に多く、「ビルに囲まれた都会の方が好き」という子は登米町で2割を超えやや多い傾向が見られた。

小5と中3との比較では、中3になると明らかに「自然豊かなところの方が好き」という子が減って「ビルに囲まれた都会の方が好き」という子が増え、都会へのあこがれが芽生えてくるようである。

問9 あなたは、今の日本の社会(世の中)が環境にやさしい(配慮をしている)社会だと思いますか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | |
|---|---------------------------|-----|-------|
| 1 | とても環境にやさしい社会だと思う。 | 67 | 4.1% |
| 2 | どちらかといえば環境にやさしい社会だと思う。 | 179 | 11.1% |
| 3 | どちらともいえないと思う。 | 400 | 24.7% |
| 4 | どちらかといえば環境にはやさしくない社会だと思う。 | 553 | 34.2% |
| 5 | まったく環境にはやさしくない社会だと思う。 | 278 | 17.2% |
| 6 | よくわからない。 | 140 | 8.7% |





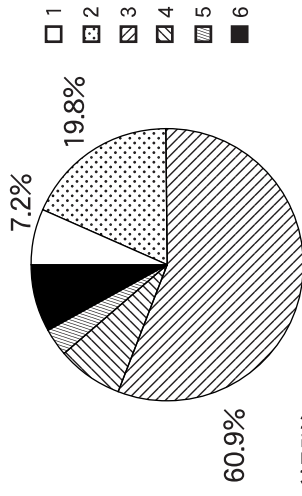
＜解説＞

市全体では、51.4%と過半数の子が「環境にはやさしくない社会だ」と答えている。地域別に見てみると、「環境にはやさしくない社会だ」と答えた子は登米町で最も多く、66.0%にも達している。

津山町では「環境にやさしい社会だ」と答えた子が他の地域に比べるとやや多い。小5と中3との比較では、中3になると「環境にやさしい社会だ」という子が減って「環境にはやさしくない社会だ」という子が増え、社会を見る目が厳しくなってくるようだ。

問10 あなたは、日ごろの生活で環境にやさしい(配慮をしている)方だと思いませんか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | | | |
|-------|-------|------|------|----|------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 116 | 321 | 984 | 138 | 58 | 7.2% |
| 19.8% | 60.9% | 8.5% | 3.6% | | |

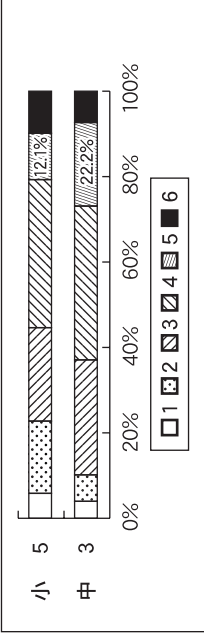
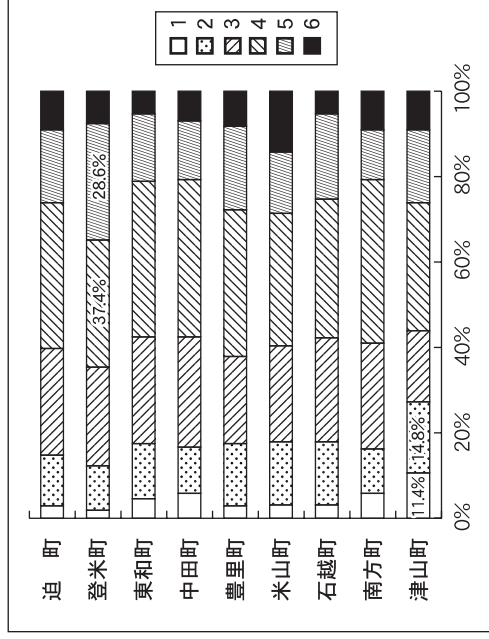


＜解説＞

市全体では「環境へのやさしさはふつうくらい」という子が6割を占めて最も多かった。町域別に見てみると、津山町で「環境にやさしい方だ」という子がやや多く、登米町で「環境にやさしくない方だ」という子がわずかながら多い傾向が見られた。

小5と中3との比較では、中3になると「環境にやさしい方だ」という子がやや減って「環境にやさしくない方だ」という子がやや増える。男女別では、女子では「環境へのやさしさはふつうくらいだ」という子が男子よりも多く、男子では「環境にやさしい方だ」という子も「環境にやさしくない方だ」という子より多かった。

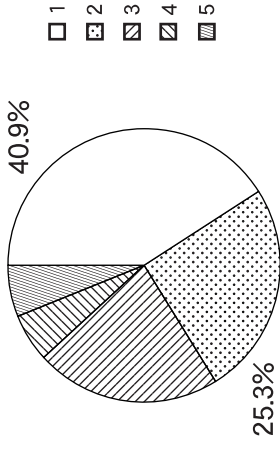
18歳以上の市民との比較では、子どもの方が環境にやさしくない傾向が見られ、子どもへの環境教育の強化がより必要のようだ。



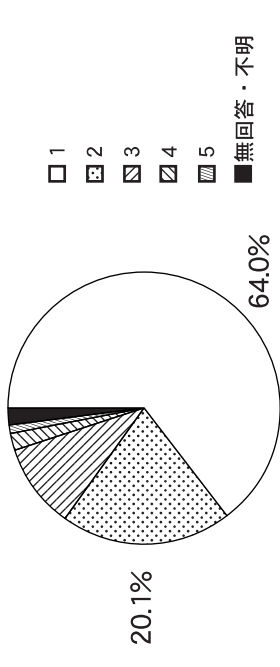
問11

あなたは、学校や自分の家で、資源ごみを回収できるようにほかのごみと分けて捨てていますか。(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|------|------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 662 | 409 | 355 | 92 | 99 |
| 40.9% | 25.3% | 22.0% | 5.7% | 6.1% |



＜参考：18歳以上の市民＞



＜解説＞

「いつも分ける」が40.9%を占めているが、同じ質問に対して18歳以上の市民が「いつも分ける」と回答した割合(64.0%)に比べると23ポイントも低い。また、「分けないうで捨てる方が多い」と「ほとんど分けない」は合わせて11.8%だが、18歳以上の市民では4.2%にとどまっており、子どもへのごみ分別の浸透不足がうかがわれる結果であった。

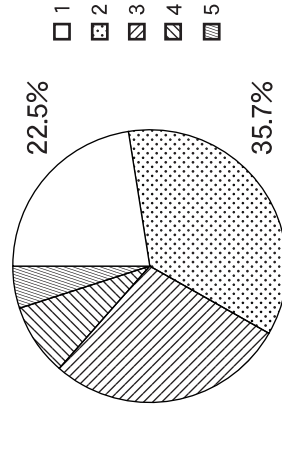
小5と中3との比較では中3が特に悪く、「分けないで捨てる方が多い」と「ほとんど分けない」は合わせて15.2%にも達している一方、も低い34.6%にとどまっている。

中学生へのごみ分別の普及啓発は急務の課題かと思われる。

問12

あなたは、日ごろの生活で、むだな電気や水道などをこまめに消したり止めたりしていますか。(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|------|------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 364 | 578 | 458 | 137 | 80 |
| 22.5% | 35.7% | 28.3% | 8.5% | 5.0% |



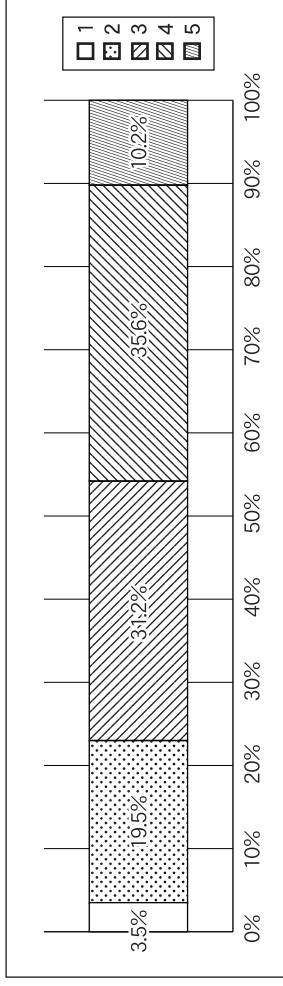
＜解説＞

「いつもまたはどちらかといえばこまめに消したり止めたりする」と答えた子が6割弱いるが、小5と中3とを比較すると、「いつもまたはどちらかといえばこまめに消したり止めたりする」子が10ポイント減り、「ほとんどまたはどちらかといえばこまめに消したり止めたりしない」子が約7ポイント増えている。こちらも中学生にはもって努力してもらわなければならないと思えるような結果であった。

地域別では登米町が、男女別では女子が幾分こまめに消したり止めたりしているようだ。

問13 最近、地球温暖化が問題になっていますが、あなたは地球温暖化についてどれぐらい知っていますか。
(自分にあてはまるものうち、一番大きな番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|--|-----|-------|
| 1 「地球温暖化」という言葉は、これまで聞いたことがない。 | 56 | 3.5% |
| 2 「地球温暖化」という言葉は聞いたことがあるが、よくわからない。 | 316 | 19.5% |
| 3 地球温暖化で海面が上がったり、氷河がとけて小さくなってきている話を聞いたことがある。 | 504 | 31.2% |
| 4 石油などを使うと発生する二酸化炭素が地球温暖化の原因の1つであることを知っている。 | 576 | 35.6% |
| 5 日本は、京都議定書で温暖化ガスの排出量を6%削減する約束をしたことを知っている。 | 165 | 10.2% |



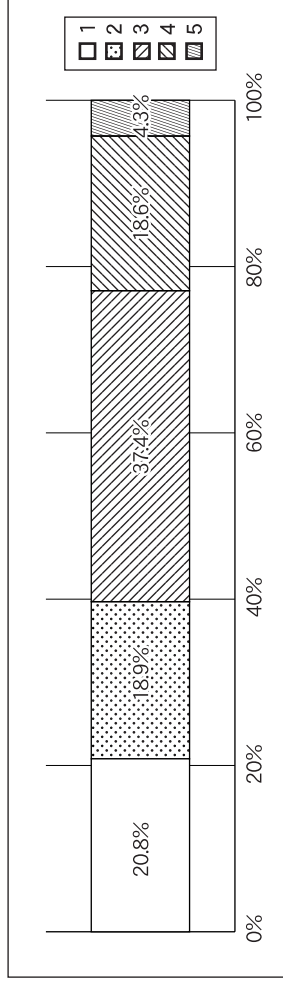
<解説>

右のグラフからも学年が高くなるほど理解が深まっていく様子が分かる。特に中3では地球温暖化の原因まで理解している子が過半数を占め、これは18歳以上の市民よりも数ポイント高い。
この結果から、中学生は地球温暖化について、頭の中では十分理解している様子が見える。ただ、問11や問12を見る限り小学生や大人ほど実行が伴っていないようである。

地域別では、登米町と東和町他の町域に比べると理解度が高いが目立った。

問14 最近、酸性雨が問題になっていますが、あなたは酸性雨についてどれぐらい知っていますか。
(自分にあてはまるものうち、一番大きな番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|---|-----|-------|
| 1 「酸性雨」という言葉は、これまで聞いたことがない。 | 337 | 20.8% |
| 2 「酸性雨」という言葉は聞いたことがあるが、よくわからない。 | 305 | 18.9% |
| 3 酸性雨で樹木が枯れたり、コンクリートがもろくなる話を聞いたことがある。 | 604 | 37.4% |
| 4 工場から出された亜硫酸ガスなどが酸性雨の原因の1つであることを知っている。 | 301 | 18.6% |
| 5 最近の宮城県県の雨の酸性度(pH)は年平均で4.7程度であることを知っている。 | 70 | 4.3% |



<解説>

この設問は小5には難しかったようだが、中3はほとんどの子が酸性雨とはどのようなものかを知っていた。ただ小5でも詳しい子は中3と肩を並べるぐらいの知識を持っているようである。

地域別では、これも問13と同様に、登米町と東和町の子の理解度が他の町域に比べて目立って高かった。

問15 あなたは、お店で買い物をした時に渡されるレジ袋をどうしていますか。
(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|---------------------------------------|-----|-------|
| 1 買った物を家でレジ袋から出したら、あとは使わずに捨てている。 | 106 | 6.5% |
| 2 買った物を家でレジ袋から出したあと、ゴミ袋として使ってから捨てている。 | 706 | 43.7% |
| 3 買った物を家でレジ袋から出したあと、他のものを入れたり使っている。 | 520 | 32.2% |
| 4 必要な時はもうが、いらぬ時はレジ袋をもらわない。 | 196 | 12.1% |
| 5 買い物の時には自分のかごや袋を持ち歩き、レジ袋はなるべくもらわない。 | 89 | 5.5% |

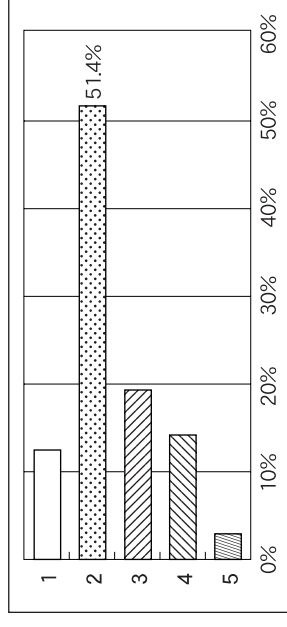
<解説>

この設問は、小5と中3、男子と女子、各町域であまり目立った違いは見られなかった。

レジ袋を断る子はまだまだ少ないが、もったとしても有効に再利用している子はほとんどで、むだに捨てている子はわずかであった。

問16 あなたは、買い物をする時、エコマークのついた商品など、環境にやさしい商品を選んでいきますか。
(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 1 エコマークや環境にやさしい商品とは何なのかよくわからない。 | 201 | 12.4% |
| 2 エコマークなどは知っているが、買い物をする時には気にしていない。 | 831 | 51.4% |
| 3 できれば環境にやさしい商品を買いたい、値段が高ければ買わない。 | 311 | 19.2% |
| 4 いつもではないが、できるだけ環境にやさしい商品を選ぶようにしている。 | 228 | 14.1% |
| 5 エコマーク商品など環境にやさしい商品をいつも選ぶようにしている。 | 46 | 2.9% |



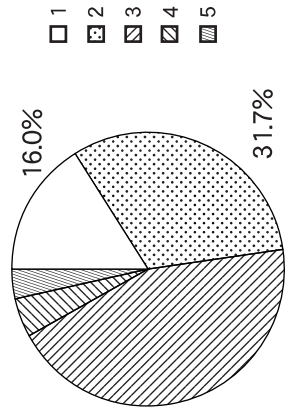
<解説>

この調査結果を見る限りでは、環境にやさしい商品の選択という点では、小5の方が中3よりも環境にやさしい消費行動をとっていることが分かる。エコマークや環境にやさしい商品についてよく知らない人は18歳以上の市民では10.9%であったが、小5は大人よりも知っている子が多い反面、中3は大人や小5よりも知らない子が多いようだ。

また、「いつもまたはできるだけ環境にやさしい商品を選ぶ」という子は小5で24.1%なのに対し、中3では10.1%。18歳以上の市民が24.3%で小5とほぼ同じであったから、中3のこのポイントの低さが目立つ結果となった。
こうした結果を見ても、環境教育は中学生に対してもう少し力を入れる必要があるように思える。

問17 あなたは、環境のことを学ぶのが好きですか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 とても好きだ。 259 16.0%
- 2 どちらかといえば好きな方だ。 513 31.7%
- 3 どちらともいえない。 715 44.2%
- 4 どちらかといえばきらいな方だ。 74 4.6%
- 5 とてもきらいだ。 56 3.5%



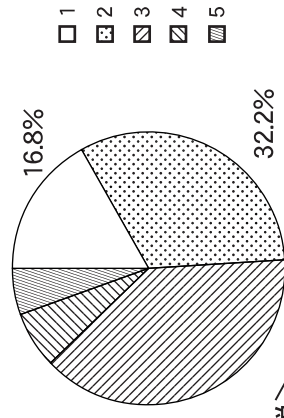
<解説>

「とてもまたはどちらかといえば好き」という子は、小5では61.5%に達するが、中3では34.7%に急減する。18歳以上の市民が43.3%であることを考えると中3で環境学習が好きだという子の少なさが目立つ。ただ、きらいだという子はあまり増えていないので、中学生は忙しくて環境学習にまてはなかなか手が回らないのが実情かも知れない。小学生は環境を学ぶ意欲が旺盛なので、それに応えられるように、小学生向けの環境学習教材を充実させたり、環境学習の機会をもっと多くする必要があろう。

地域別では、東和町で環境学習に意欲のある子が多いようである。男女別ではあまり差は見られない。

問18 あなたは、家族や友だちなどといったよに、環境を守る活動に取り組んでみたいと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 ぜひ取り組んでみたい。 272 16.8%
- 2 どちらかといえば取り組んでみたい。 520 32.2%
- 3 どちらともいえない。 628 38.8%
- 4 どちらかといえば取り組むたくない。 109 6.7%
- 5 まったく取り組むたくない。 88 5.5%



<解説>

「ぜひまたはどちらかといえば取り組んでみたい」という子が、小5では60.9%に達するが、中3では37.7%に急減し、「どちらともいえない」が急増する。「ぜひまたはどちらかといえば取り組んでみたい」という人は18歳以上の市民では44.8%であることを考えると、こちらも中3の少なさが目立つ。ただし、「ぜひまたはどちらかといえば取り組んでみたい」という人は70歳以上が45.2%なのに対して18歳以上40歳未満では39.0%なので、やはり時間に余裕のある年代ほど環境保全活動への意欲が高く、中学生以上から働き盛りまでの年代では、忙しかったり趣味の多様化などでなかなか環境保全活動に取り組むところまで手が回らないのかも知れない。それでも意欲のある子は相当数いる訳なので、そうした子に対してしっかりと支援を考えていくべきであらう。

資料4

「登米市の環境についての事業所アンケート調査」の結果について

<調査の概要>

このアンケート調査は、市内の事業者が日ごろ登米市の環境に関して考えていることや環境保全に取り組んでいることなどを把握し、環境基本計画に反映させていくことを目的として、市内の事業所の中から200事業所(うち従業員30人以上の事業所の中から50事業所、従業員30人未満の事業所の中から150事業所)を抽出して実施した。

調査書は、平成18年9月に対象者に郵送し、平成18年10月に郵送により回収した。

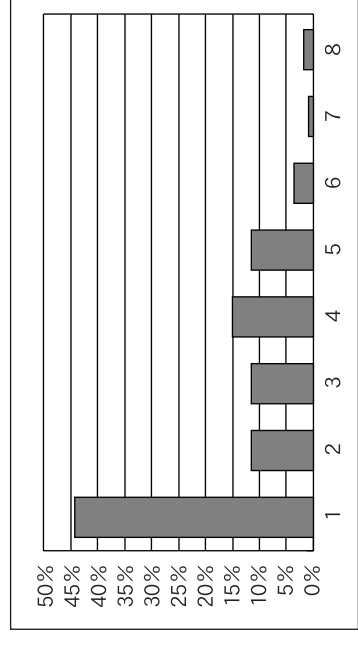
<回収の状況>

今回のアンケートでは、113件の回答が寄せられ、すべてが有効回答であった。有効回答率は56.5%であった。

<各設問への回答結果>

問1 貴事業所の登米市内での従業員数(臨時の従業員、被派遣社員等を含む。)は次のうちどれですか。
(該当する番号を1つ○で囲んでください。)

1 1人~5人	50	44.2%
2 6人~10人	13	11.5%
3 11人~30人	13	11.5%
4 31人~50人	17	15.0%
5 51人~100人	13	11.5%
6 101人~300人	4	3.6%
7 301人~500人	1	0.9%
8 500人以上	2	1.8%

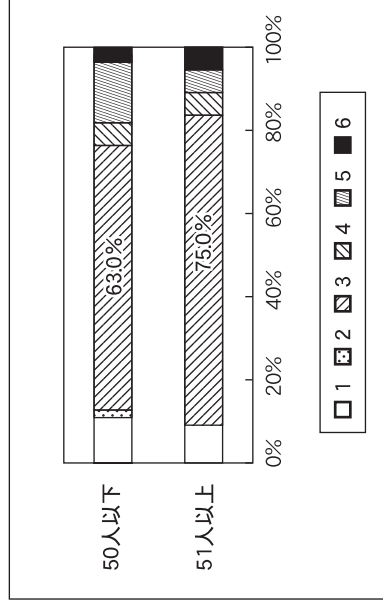
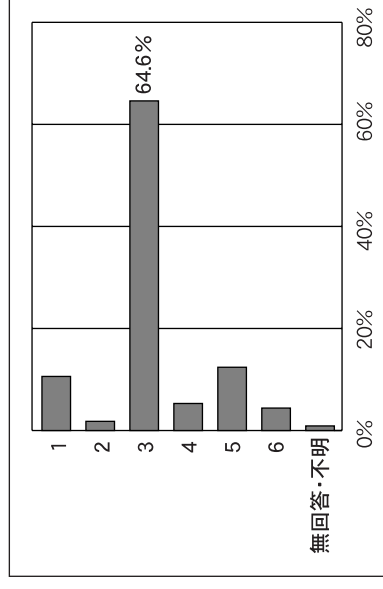


<解説>

市内には従業員5人以下の事業所が最も多い。市内事業所の規模別割合をおおよそ反映した結果であると言えよう。

問2 登米市は、これからしばらくの間、環境と開発のどちらにより力を入れるべきだと思いますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。しばらくの間とは10年ぐらいとします。)

- 1 これからしばらくの間は、開発よりもっと環境に力を入れるべきだ。 12 10.6%
- 2 これからしばらくの間は、開発よりもっと環境に力を入れるべきだ。 2 1.8%
- 3 環境と開発のバランスをとるべきだ。 73 64.6%
- 4 これからしばらくの間は、環境よりもっと開発に力を入れるべきだ。 6 5.3%
- 5 これからしばらくの間は、環境よりもっと開発に力を入れるべきだ。 14 12.4%
- 6 よくわからない。 5 4.4%
- 無回答・不明 1 0.9%



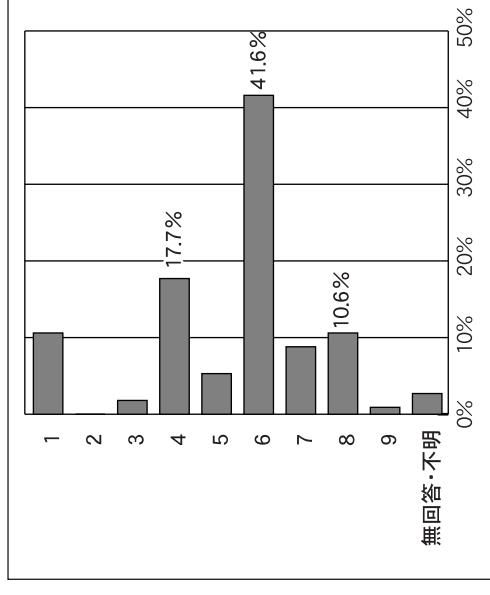
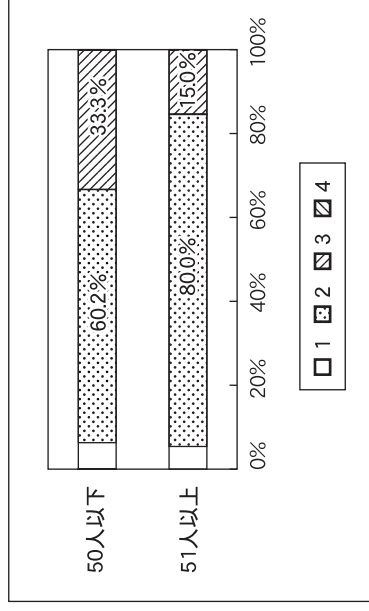
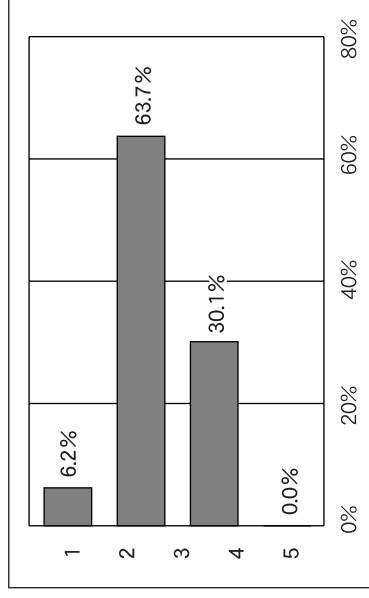
<解説>

一般住民アンケートや児童生徒アンケートの結果と同様、事業所アンケートでも「環境と開発のバランスをとるべきだ」という意見が大多数であった。

ただ、小規模の事業所では大規模の事業所に比べて「環境と開発のバランスをとるべきだ」が12ポイント少なく、「開発に力を入れるべきだ」が8ポイント多くなっている。しかし大勢はあまり変わらないと言えよう。

問3 登米市は、環境と産業(経済)のどちらを優先すべきだと思いますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|---------------------------|----|-------|
| 1 環境を優先すべきだ。 | 7 | 6.2% |
| 2 環境と産業(経済)の共生(両立)を図るべきだ。 | 72 | 63.7% |
| 3 産業(経済)を優先すべきだ。 | 34 | 30.1% |
| 4 よくわからない。 | 0 | 0.0% |



<解説>

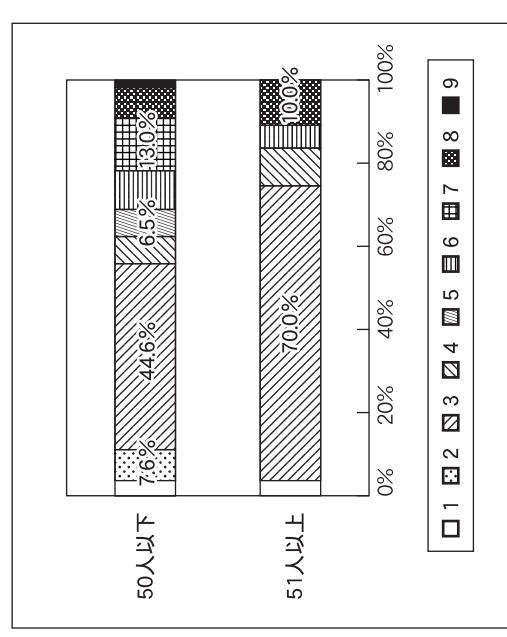
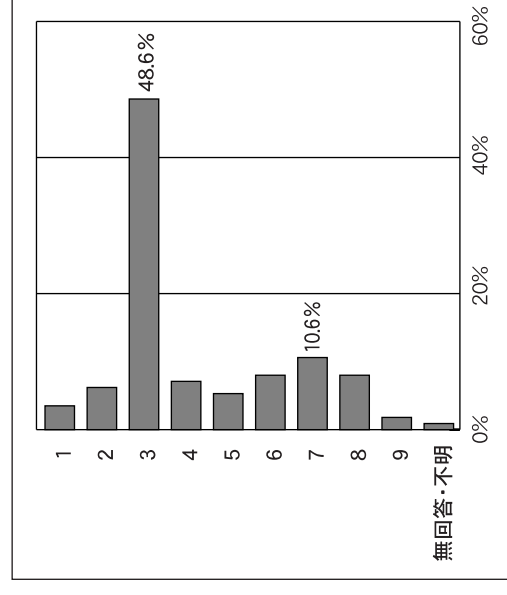
ごみやリサイクル対策を急務の課題ととらえる事業所が最も多く、際だっているのが分かる。事業所の規模別に見てみると、規模の大きなところでは「ごみ・リサイクル」に特化する一方、規模の小さなところでは「水質保全対策」や「環境教育」を急務の課題に挙げるところも目立ち、事業所によって多様なとらえ方をしているようである。

問5 登米市の環境行政に最も望むことは何ですか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|--------------------------------------|----|-------|
| 1 環境を守るためにもっと規制を強化してほしい。 | 4 | 3.5% |
| 2 産業(経済)の発展のためにもっと規制を緩和してほしい。 | 7 | 6.2% |
| 3 環境保全と産業(経済)振興の調和に配慮してほしい。 | 55 | 48.6% |
| 4 環境施策の充実にもっと力を入れてほしい。 | 8 | 7.1% |
| 5 地域の公害紛争(苦情など。)処理にもっと積極的に関わって欲しい。 | 6 | 5.3% |
| 6 事業所や市民の環境保全活動をもっと支援してほしい。 | 9 | 8.0% |
| 7 環境情報の提供や環境教育(普及啓発を含む。)をもっと充実してほしい。 | 12 | 10.6% |
| 8 事業所や市民との話し合いの場をもっと設けてほしい。 | 9 | 8.0% |
| 9 その他 | 2 | 1.8% |
| 無回答・不明 | 1 | 0.9% |

問4 登米市が環境対策として最も急いで進めるべきものは何だと考えていますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|----------------------------|----|-------|
| 1 自然環境保全対策 | 12 | 10.6% |
| 2 野生生物保護対策 | 0 | 0.0% |
| 3 大気汚染防止対策 | 2 | 1.8% |
| 4 水質汚濁防止対策 | 20 | 17.7% |
| 5 騒音・振動対策又は悪臭対策 | 6 | 5.3% |
| 6 廃棄物(ごみ)対策又は資源循環(リサイクル)対策 | 47 | 41.6% |
| 7 地球温暖化対策(エネルギー対策を含む。) | 10 | 8.8% |
| 8 環境教育(市民への普及啓発を含む。) | 12 | 10.6% |
| 9 その他 | 1 | 0.9% |
| 無回答・不明 | 3 | 2.7% |



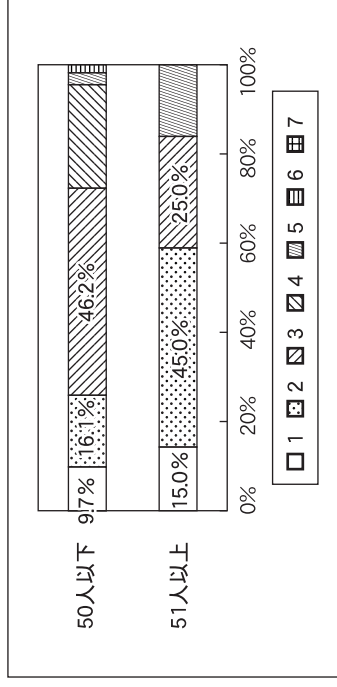
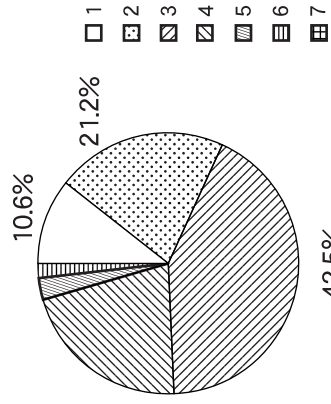
<解説>

「環境保全と産業振興の調和に配慮してほしい。」という意見が最も多かったが、従業員51以上の事業所ではこれが7割に達するなど、大規模なところほどこの意見に集中する傾向が見られた。

小規模の事業所では、環境情報の提供や環境教育へのニーズが高いほか、公害紛争処理について行政の関わりを期待する声や規制緩和を求め声もやや目立つようである。
このほか、大規模な事業者では「事業所との話し合い」を求める声もやや多い。

問6 貴事業所における環境への重視度をお答えください。
(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|----------------------------|----|-------|
| 1 環境を最優先で重視している。 | 12 | 10.6% |
| 2 環境をかかなりの優先度で重視している。 | 24 | 21.2% |
| 3 どちらかと言えば環境をやや重視している方だ。 | 48 | 42.5% |
| 4 どちらとも言えない。 | 24 | 21.2% |
| 5 どちらかと言えば環境をやや後回しにしている方だ。 | 3 | 2.7% |
| 6 環境をあまり重視していない方だ。 | 2 | 1.8% |
| 7 環境はほとんど重視していない。 | 0 | 0.0% |



<解説>

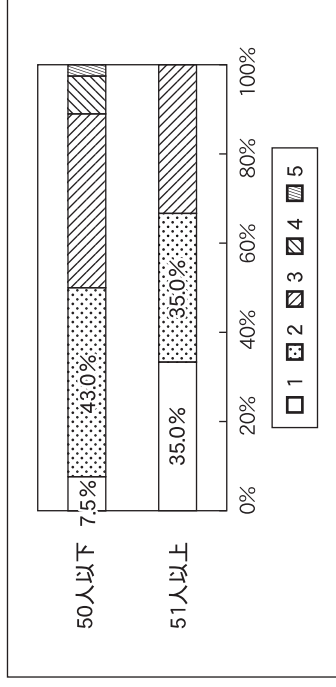
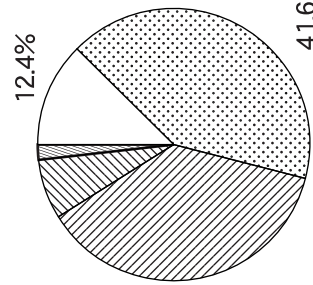
規模の大小に共通して環境を重視する事業所は極めて多いが、従業員51以上の事業所では環境を重視するところが85%にも達している。

事業所にとっても環境がいかに重要であるかを如実に示した結果であると言えよう。

問7

貴事業所は、環境に配慮をしている方だと思いますか。
(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|----------------------------|----|-------|
| 1 環境への配慮には、かなりの自信をもっている。 | 14 | 12.4% |
| 2 どちらかといえば環境に配慮している方だと思う。 | 47 | 41.6% |
| 3 環境へのやさしさはふつうぐらいだと思う。 | 42 | 37.1% |
| 4 どちらかといえば環境への配慮をしない方だと思う。 | 8 | 7.1% |
| 5 ほとんど環境には配慮していない。 | 2 | 1.8% |



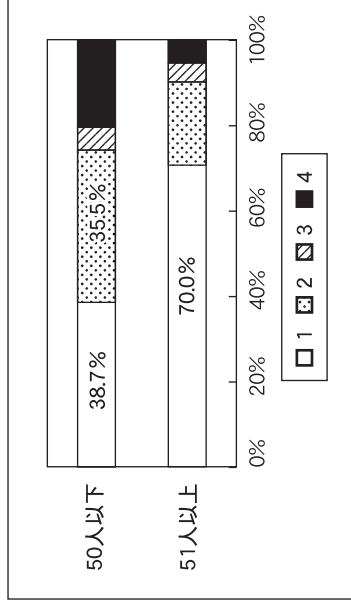
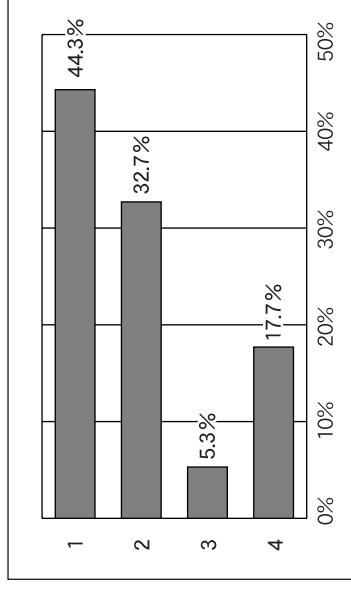
<解説>

大半の事業所で環境に対してはかなりの配慮をしていることが分かるが、規模が大きくなるほどその傾向は顕著になり、従業員51人以上の事業所ではかなりの自信をもっているところが35%にも上る一方で、環境に配慮していないところも皆無であった。

規模の小さなところでは、環境まで手が回らないところも少数ながら存在する。

問8 環境への配慮は、経営にプラスだととらえていますか、マイナスだととらえていますか。
(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|-----------------------------------|----|-------|
| 1 環境への配慮は、経営にプラスだととらえている。 | 50 | 44.3% |
| 2 環境への配慮は、経営にはニュートラル(中立)だととらえている。 | 37 | 32.7% |
| 3 環境への配慮は、経営にマイナスだととらえている。 | 6 | 5.3% |
| 4 よくわからない。 | 20 | 17.7% |

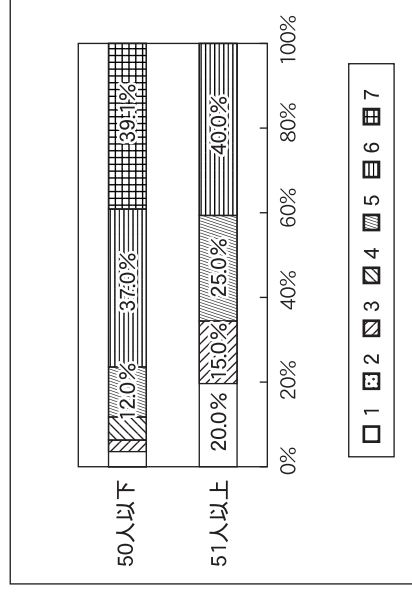
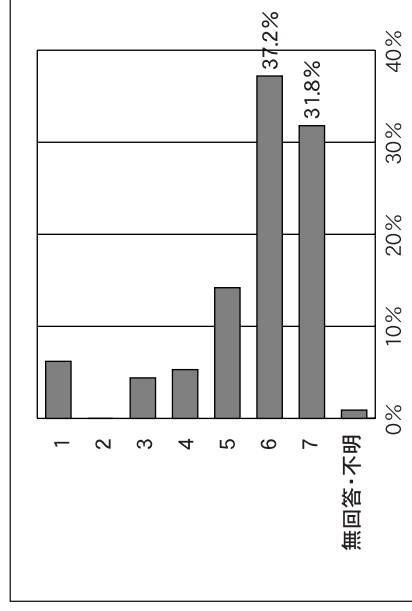


<解説>

環境への配慮が経営にとってプラスだととらえる事業所が最も多く、マイナスだととらえる事業所はごく少数である。従業員50人以下の事業所ではプラスとニュートラルが半々だが、従業員51人以上の事業所ではプラスだととらえる事業所が実に7割を占め、環境への意識の高さをうかがうことができる。

問9 貴事業所では、環境マネジメントシステムの導入についてどう対応していますか。
(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- | | | |
|---|----|-------|
| 1 ISO14001の認証を既に取得している。 | 7 | 6.2% |
| 2 ISO14001以外の外部認証(みちのくEMSなど。)を既に取得している。 | 0 | 0.0% |
| 3 将来的には、ISO14001、みちのくEMSなどの外部認証取得を目指している。 | 5 | 4.4% |
| 4 外部認証取得は考えていないが、独自に環境マネジメントシステムを実施している。 | 6 | 5.3% |
| 5 環境マネジメントシステムについては、現在対応を検討中である。 | 16 | 14.2% |
| 6 今のところ環境マネジメントシステム導入の予定はない。 | 42 | 37.2% |
| 7 環境マネジメントシステムについては、よくわからない。 | 36 | 31.8% |
| 無回答・不明 | 1 | 0.9% |

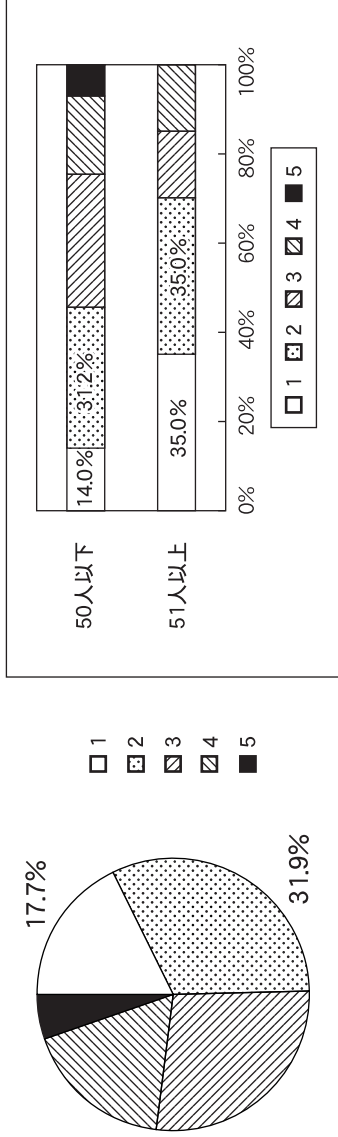


<解説>

環境マネジメントシステムの外部認証を取得している事業所は、従業員51人以上のところでは2割ほどあるものの、全体としては「導入の予定はない」と「よくわからない」が約7割を占めており、登米市内の事業所では環境マネジメントの導入はまだまだこれからの感がある。「よくわからない」という事業所が多いことから、今後はPRも必要であろう。

問10 貴事業所では、グリーン購入(環境にやさしい物品等の購入)についてどう対応していますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 エコマーク商品や省エネ製品などいつも環境にやさしい物品等を選ぶようにしている。 20 17.7%
- 2 いつもではないが、できるだけ環境にやさしい物品等を選ぶようにしている。 36 31.9%
- 3 できれば環境にやさしい物品等を買いたいですが、値段が高ければ買わない。 31 27.4%
- 4 エコマーク商品や省エネ製品などは知っているが、特に気にしていない。 20 17.7%
- 5 グリーン購入については、よくわからない。 6 5.3%



<解説>

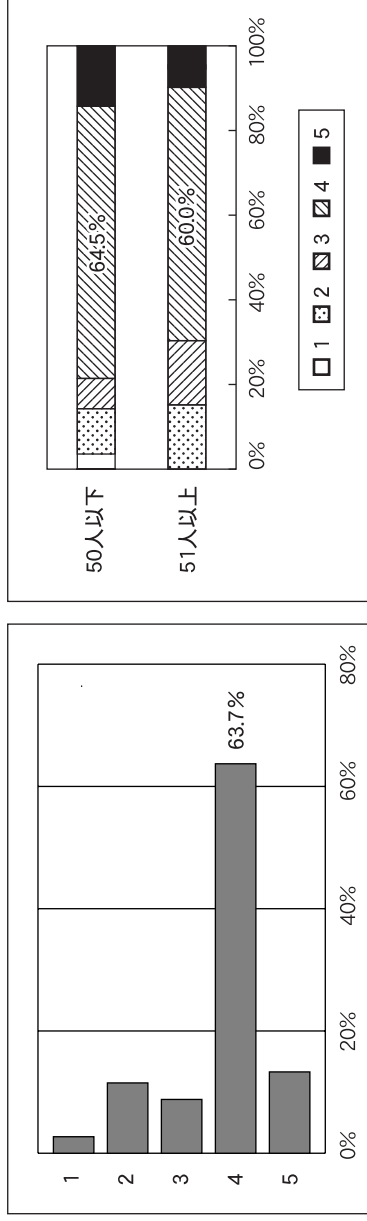
全体では約半数(49.6%)の事業所が「いつもまたはできるだけ環境にやさしい物品を選ぶ」と答えた。

同じ設問に対して「いつもまたはできるだけ環境にやさしい物品を選ぶ」と答えた方の割合は、18歳以上の住民アンケートでは24.3%、小5と中3を対象にした児童生徒アンケートでは17.0%であったので、事業所の環境に対する意識の高さがうかがえる結果となった。

ただ、「いつもまたはできるだけ環境にやさしい物品を選ぶ」と答えた事業所は従業員51人以上のところでは7割に達したが、従業員50人以下のところでは半数に満たなかったほか、グリーン購入についての理解も一部で不十分などところも見られるなど、事業所の規模によってかなりの温度差は感じられた。

問11 貴事業所では、太陽発電やバイオマスなどの新エネルギーについてどう対応していますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 太陽発電などの新エネルギーを既に導入している。 3 2.7%
- 2 今後、太陽発電などの新エネルギーを導入したいと考えている。 13 11.5%
- 3 太陽発電などの新エネルギー導入については、現在対応を検討中である。 10 8.8%
- 4 今のところ太陽発電などの新エネルギー導入の予定はない。 72 63.7%
- 5 太陽発電などの新エネルギーについては、よくわからない。 15 13.3%

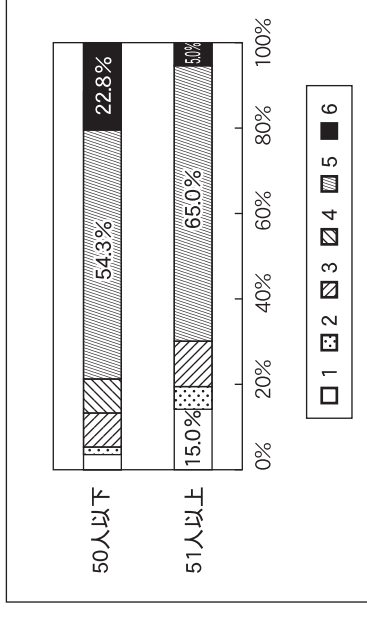
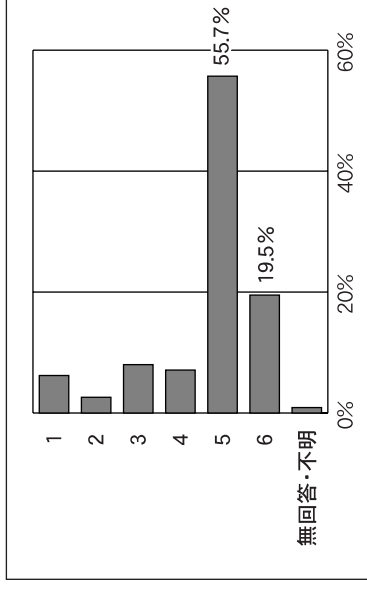


<解説>

一部に新エネルギー導入の動きは見られるものの、事業所の規模に関わらず6割以上の事業所は「導入の予定なし」と答えている。登米市内での新エネルギー普及にはもう少し時間がかりそうだ。

問12 貴事業所では、環境ビジネスについてどう考えられていますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 既に事業として環境ビジネスを行っている。 7 6.2%
- 2 環境ビジネスへの参入に向けて準備を進めている。 3 2.6%
- 3 今後、環境ビジネスに参入したいと考えている。 9 8.0%
- 4 環境ビジネスへの参入については、現在対応を検討中である。 8 7.1%
- 5 今のところ環境ビジネスへの参入の予定はない。 63 55.7%
- 6 環境ビジネスについては、よくわからない。 22 19.5%
- 無回答・不明 1 0.9%

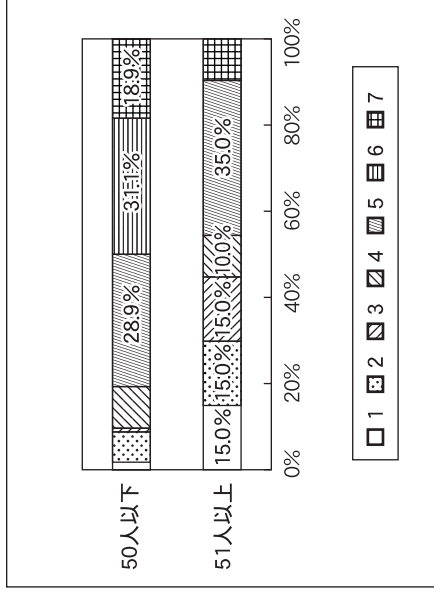
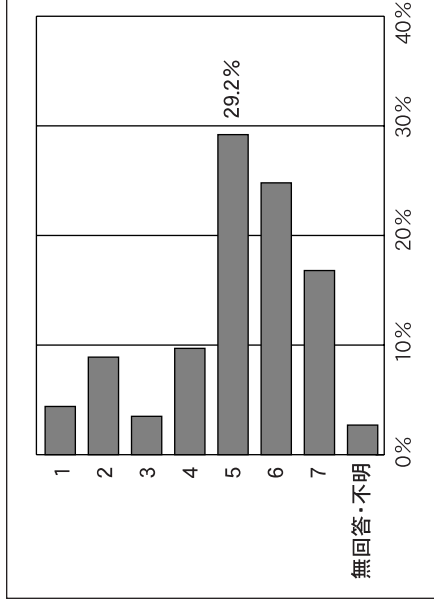


<解説>

全体では4分の3以上の事業所が「予定なし」または「よくわからない」と答えているが、一部に環境ビジネス算入に向けた動きも見られ、こうした動きが増えつつあるのかどうか動向に注目していきたい。

問13 貴事業所では、従業員に対する環境教育について、どのように対応していますか。(最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

- 1 勤務時間中に月1回以上環境教育を実施し、環境配慮の徹底を図っている。 5 4.4%
- 2 勤務時間中に年1回から数回程度環境教育を実施し、環境配慮の徹底を図っている。 10 8.9%
- 3 勤務時間外に環境教育を実施し、環境配慮の徹底を図っている。 4 3.5%
- 4 環境教育は実施していないが、マニュアル等で環境配慮の徹底を図っている。 11 9.7%
- 5 今後、何らかの形で従業員への環境教育を考えていきたい。 33 29.2%
- 6 今のところ従業員への環境教育は考えていない。 28 24.8%
- 7 環境教育については、よくわからない。 19 16.8%
- 無回答・不明 3 2.7%



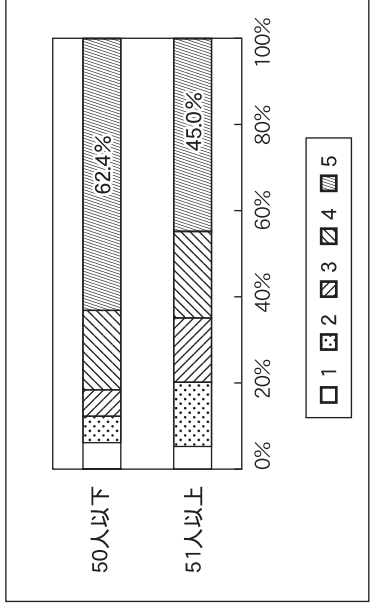
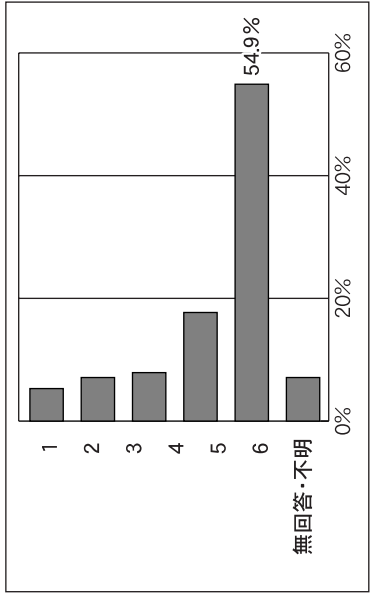
<解説>

51人以上の事業所では既に半数以上のところでは何らかの形で従業員に対する環境教育を実施しており、その充実ぶりがうかがえる。「今後考えていきたい」を含めると9割に達するなど意識の高さは十分に感じられる。

50人以下の事業所では「実施済みと今後考えたい」を合わせても半数にとどまり、やや遅れが感じられる。人手も足りず、なかなか環境教育までは手が回らないのかも知れない。

問14 貴事業所での環境配慮の取り組みを市民や他事業所等に紹介することは可能ですか。(最も近いと思う番号を1つ〇で囲んでください。)

- 1 市民、小中学生、市内の他事業所の方を事業所内で案内して紹介してもよい。 6 5.3%
- 2 対象者を限定すれば事業所内で案内して紹介してもよい。 8 7.1%
- 3 映像や写真、文章等であれば紹介してもよい。 9 7.9%
- 4 口頭であれば紹介してもよい。 20 17.7%
- 5 紹介することはできない。 62 54.9%
- 無回答・不明 8 7.1%

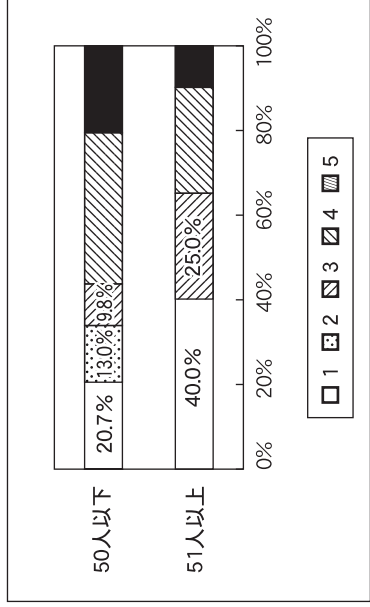
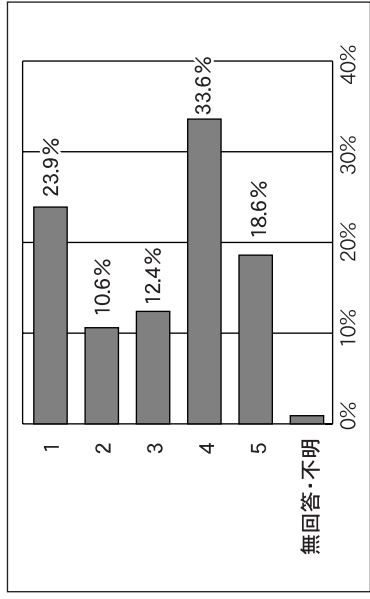


<解説>

紹介できないところが多いが、規模の大きい事業所を中心に、何らかの形で紹介のできる事業所が一部にある。こうした事業所の協力を得て、市全体の環境保全意識の底上げを図ってほしい。

問15 貴事業所では、環境保全に関する社会活動(植林、清掃など。)についてどう考えていますか。(最も近いと思う番号を1つ〇で囲んでください。)

- 1 既に取り組んでいる。 27 23.9%
- 2 今後、取り組んでいきたいと考えている。 12 10.6%
- 3 現在、対応を検討中である。 14 12.4%
- 4 今のところ取り組む予定はない。 38 33.6%
- 5 環境保全に関する社会活動については、よくわからない。 21 18.6%
- 無回答・不明 1 0.9%

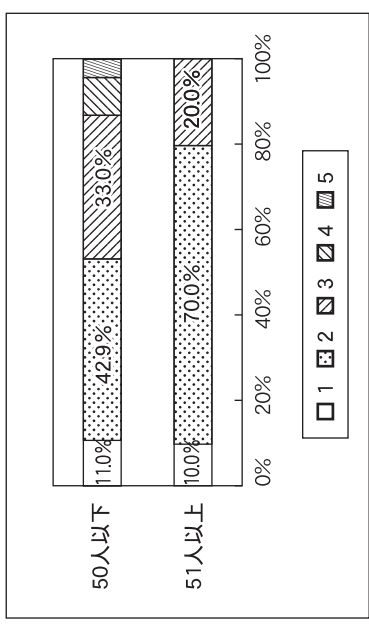
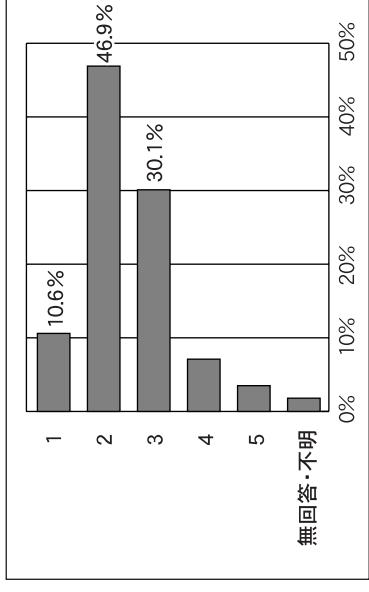


<解説>

全体では半数以上の事業所で「予定なし」または「よくわからない」と答えているが、実施済みや検討中も半数近くを占め、事業所における環境保全に関する社会活動は登米市でも広がりを見せてきていることが分かる。やはり事業所の規模で温度差は感じられ、規模が大きいほど進んでいる。

問16 貴事業所では、資源ごみのリサイクルについてどのような対応していますか。(最も近いと思う番号を1つ〇で囲んでください。)

- 1 事業所からは、リサイクルできないごみは排出していない。 12 10.6%
- 2 ほとんどの資源ごみは、それ以外のごみと分けて回収している。 53 46.9%
- 3 どちらかといえば資源ごみは分けて回収することの方が多い。 34 30.1%
- 4 どちらかといえば資源ごみとそれ以外のごみを分けないで捨てることの方が多い。 8 7.1%
- 5 資源ごみとそれ以外のごみをほとんど分けないで捨てる。 4 3.5%
- 無回答・不明 2 1.8%

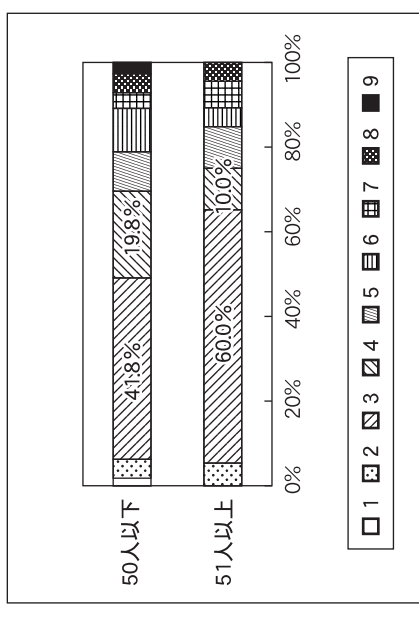
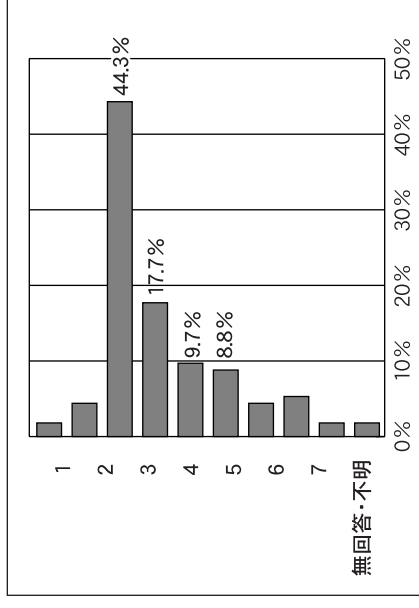


<解説>

事業所における資源ごみの分別回収はかなりの浸透が見られ、従業員51人以上のところでは相当の意識の高さがかげえる。小規模の事業所ではわずかながらも意識が十分でないところが見られるので、なお改善の余地が見受けられる。

問17 貴事業所で最も関心のある環境問題は次のうちどれですか。(最も近いと思う番号を1つ〇で囲んでください。)

- 1 自然環境問題(野生生物を含む。) 2 1.8%
- 2 公害問題 5 4.4%
- 3 廃棄物(ごみ)問題 50 44.3%
- 4 リサイクル(資源循環)問題 20 17.7%
- 5 エネルギー問題 11 9.7%
- 6 地球温暖化問題(二酸化炭素排出削減など。) 10 8.8%
- 7 環境健康被害問題(化学物質によるリスクなど。) 5 4.4%
- 8 環境教育 6 5.3%
- 9 その他() 2 1.8%
- 無回答・不明 2 1.8%



<解説>

事業所で最も関心のある環境問題は「廃棄物」で、次いで「リサイクル」、「エネルギー」、「地球温暖化」の順でこれに続いている。ごみやリサイクルは18歳以上の住民アンケートでも市民が最も急務の課題としてとらえられており、確固たる対策と循環型社会形成へのしつかりした道筋を示す必要がある。

資料5

登米市環境基本条例

平成19年登米市条例第6号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第11条～第13条）
- 第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策
 - 第1節 分野別の施策
 - 第1款 良好な地域環境の保全及び創造（第14条～第15条）
 - 第2款 持続可能な社会の形成（第16条～第19条）
 - 第3款 地球環境保全の推進（第20条）
 - 第2節 各分野に共通する施策（第21条～第29条）
 - 第3節 各分野の基盤となる施策等（第30条～第33条）
- 第4章 環境審議会（第34条）

附則

私たちが住む登米は、「水の里」の名とおり、水と緑の豊かな環境に恵まれている。西部に位置する「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」はラムサール条約に登録されており、数多くの渡り鳥が飛来する。東部には多様な野生生物が生息する豊かな森林が連なり、東西を美しい水と緑に囲まれて、中央部には大河北上川、迫川によって潤された肥沃な豊饒大地が広がっている。

しかし、市全体を見渡せばまだまだ豊かな環境に恵まれているとは言え、私たちは今、湖沼や河川の水質悪化や外来生物による生態系の変化、緑を守り育てる農林業の担い手不足、市街化に伴う緑の減少など、地域環境を取り巻く深刻な課題に直面している。また、数十年前まで身近に見られた生き物がほとんど見られなくなった例も数多く、昔に比べて環境の悪化を実感する市民は決して少なくない。

現在及び将来の市民は、等しく健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有する。この権利は現在及び将来の市民の不断の努力により守られるものであり、現在及び将来の市民は、これを次の世代に継承する責任と義務を有する。

私たちは、現在残されたかけがえのない登米の豊かな環境を確実に次の世代に継承するとともに、市民一人ひとりが生活や活動の場において環境への負荷の低減に努め、本市の持続的発展に寄与していくことを決意した。

私たちは、このような決意の下、市民参加により豊かな環境の中で環境と産業とが共生する持続可能なまちづくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が享受する健全で恵み豊かな環境の恵沢の確保と本市の持続的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

問18 環境問題、環境行政に関してご意見やご要望がありましたらご記入ください。

主なものとして、次のような意見や要望が寄せられた。

- ・河川や湖沼の水質浄化活動に協力しているが、生活排水の下水処理により早急に改善されるよう希望しております。
- ・大型店で回収している発砲トレイ類ですが、面倒になると燃やせるごみ袋に入れてしまうので、毎月のリサイクル日に行政で回収してもらえらるとたいへん助かる。
- ・零細企業で経営的に厳しい現在、正直言って環境までまわす経済的余裕はありません。環境は大それたとは思いますが…。個人的には耐久消費財を買うときなどそれを処分するときの方法などを考えるようになりました。
- ・一般のごみ収集の時、まだリサイクルできるカン、ビン等を出している家庭があるので、もう一度皆(行政区)で話し合った方が良い環境づくりができると思っています。
- ・小中学生の環境教育の充実
- ・環境問題を重視すれば発展は難しい状況である。発展を重視すれば現在の法制の下では自然と環境問題もついてくると思う。
- ・県道、市道の草、木の刈り取りをもっとこまめに行ってほしい。
- ・中小企業の環境も大事だが、官庁関係の事業所の大気、水質、悪臭についても少し窓口を開けてほしい。
- (1)大気、水質、悪臭の検査結果の公表
- (2)尿処理場、下水処理場、焼却場、有機センターなどの大気、水質に及ぼす影響や悪臭の状況 これまでも「努力中」などと言われ、改善の期限や具体策が住民には見えない。
- ・市で購入、発注するものはISO14001有資格企業を優先すべきだ。環境条例を施行する市は、自ら努力している企業を優遇してして当たり前。市もISO14001を取得すべき。取得には高額な予算がかかるが、その価値の重さは取得してはじめてわかるのでは。また、為政者としての立場上当然のことでしょう。
- ・私たちの行政区では道路清掃などを行っていますが、各行政区への補助が少しでもあれば参加人数も増えるのではないでしょうか。年1回が2回になったら、参加すれば環境のことも考えられるのではないのでしょうか。
- ・廃油処理(燃料化)を一般家庭に限らず、事業所からも出せるようにしていただきたい。大量処理、大量製造により装置の購入、人員の確保が必要になったとしても進めるべきと考えます。
- ・企業から出る産業廃棄物の処理について、できるだけ低価格で処分したいのだが、それについて考えてほしい。
- ・環境問題は単独の市だけでは対応できないと思う。広域ネットワークを設立して問題に対応してほしい。健康や基幹産業である農業に影響する水質や大気の問題に重点的に取り組み、「健康にやさしく住みやすい登米市」を実現してほしい。
- ・職員の質の向上を図ってほしい。
- ・資源ごみのリサイクルに関しては、昨今各市町村や個々の認識の高さがうかがえると思う。しかし畜産業者でたい肥や汚染処理について皆さんの者もいるようだ。行政は市街地だけでなく周辺部にも目を向けて、こうした業者の指導をしっかりやっていただきたい。
- ・地方の庁舎のイメージが暗いので、庁舎内の緑や花などの小さな環境も見直してはどうか。地球規模の環境対策と一緒にもう少し身近な環境にも力を入れることを望みます。
- ・ハクビシンやブラックバスなどの外来動物、セイダカアワダチソウなどの外来植物が身近に繁殖し増えているようなので、ペットしての小動物等も含めて輸入からの段階で規制が必要だと思う。

いただいた意見、要望は今後の環境行政に活かしていく方針である。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 持続的発展 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図ることにより、将来にわたり発展が阻害されることなく持続できることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造についての基本理念を次の各号のとおり定める。

(1) 先人の努力により長い年月にわたり守り育てられてきたふるさと登米の健全で恵み豊かな環境は、現在及び将来の市民、事業者、滞在者（以下「市民等」という。）により賢明に利用されるときともに、適切な管理、修復、改善及び投資が続けられることにより、永い将来にわたりその恵沢が享受されるよう継承されなければならない。

(2) 日常生活や社会経済活動に伴う環境への負荷の低減が市内すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に進むことにより、本市は、永い将来にわたり環境と産業との共生の下で持続的に発展していかなければならない。

(3) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を永い将来にわたり市民が享受する上でも重要な課題であるとの認識の下、地球環境保全は、地球全体の広い視野に立って市民等一人ひとりが身近に対応できることから積極的に推進されなければならない。

2 前項の基本理念は、市による情報の公開及び提供、並びに市民等の広範な参加及び協力の下、市民等との協働により実現されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民等が行う良好な環境の保全及び創造に関する取り組みについて支援するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境の保全及び創造のために次の各号に掲げる必要な措置を講ずる責務を有する。

(1) 事業活動に伴って生ずるばい煙、粉塵、汚水、悪臭、振動、騒音、廃棄物等の処理その他の公

害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要なこと。

(2) 物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるために必要なこと。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 第5条の規定は、通勤、通学、旅行、一時的就労等で市内に滞在する者について準用する。

(登米市民環境の日)

第8条 市民等の間に広く良好な環境の保全と創造についての関心と理解を深めるとともに、自ら積極的に良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、登米市民環境の日を設ける。

2 登米市民環境の日は、9月13日とする。

3 市は、登米市民環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(登米市環境年次報告)

第10条 市長は、毎年、次の各号に掲げるものを明らかにした登米市環境年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の環境の状況
- (2) 市が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況
- (3) 第1号の状況を考慮して市が講じようとする施策

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第11条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、永い将来にわたり次に掲げる事項が確保されることを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 豊かな生態系の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展が図られ、環境と産業との共生の下で本市の発展が持続されること。

(5) 市民等一人ひとりの日常的な取り組みが、地球環境保全の一助となること。

(環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第13条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、登米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

第1節 分野別の施策

第1款 良好な地域環境の保全及び創造

(良好な自然環境の保全及び創造)

第14条 市は、良好な自然環境を保全及び創造するため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 学術的又は地域の自然的社会的諸条件に照らして貴重と認められる森林、地形、地質、湿原、池沼、生態系、野生生物、樹木その他の良好な自然環境及び緑地環境（以下「貴重な自然等」という。）を維持するために必要な措置

(2) 過去に失われた又は現在失われつつある貴重な自然等を再生又は修復するために必要な措置

(3) 林地、河川、ため池、農地、植樹帯等的人為的に整備又は管理されるものであって多様な野生生物が生息し、又はうるおいの空間を形成しているところについて、野生生物の生息環境若しくは人の快適空間に適した状態としてこれを維持し、再生若しくは修復し、又は野生生物の生息環境若しくは人の快適空間としてより適した状態に改善するために必要な措置

(4) 良好な自然環境と人が触れ合いを保つために必要な措置

(良好な生活環境の保全及び創造)

第15条 市は、良好な生活環境を保全及び創造するため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物処理施設の整備、並びにその他の良好な生活環境の保全を目的とした施設、設備の整備及び事業を推進するために必要な措置

(2) 生活環境に支障が発生した場合にこれを除去し、良好な生活環境を回復するために必要な措置

(3) 公園、緑地、遊歩道の整備、植栽、草花の植付けその他の良好な生活環境の創造を目的とした施設、設備の整備及び事業を推進するために必要な措置

(4) 第1号及び前号の施設及び設備の適切な利用を促進し、並びにこれらの施設及び設備の効果が

増進されるために必要な措置

第2款 持続可能な社会の形成

(環境と産業の共生)

第16条 社会経済活動に伴う環境への負荷は、持続的発展のために許容される容量を超えない範囲で可能な限り低減に努めることを旨とし、この考えの下に環境と産業とは互いに共生していかなければならない。

(循環型社会の形成)

第17条 市は、循環型の環境にやさしいまいまづくりにより環境への負荷を低減し、将来にわたる本市の持続的発展を図るため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進するために必要な措置

(2) 市の施設の建設及び維持管理その他の市が行う事業の実施に当たって、廃棄物を減量し、資源を循環的に利用し、エネルギーを有効利用するために必要な措置

(環境にやさしい社会の形成)

第18条 市は、環境に配慮した市民等が適切に評価されることにより環境への負荷を低減し、将来にわたる本市の持続的発展を図るため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境への負荷を著しく低減させる製品若しくは技術を開発し、又は日常生活や社会経済活動において環境への負荷を著しく低減する等環境への負荷の低減に寄与した者を支援、優遇若しくは表彰するために必要な措置

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるために必要な措置

(環境にやさしい産業の振興)

第19条 市は、環境への負荷の少ない持続性の高い農業及び林業生産方式の導入の促進に努め、もって農林業の健全な発展と市民及び消費者等の安全安心で質の高い生活の向上が図られるよう次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 地域の実情に応じた環境保全型農業（農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいう。）の推進を図るために必要な措置

(2) 地域の実情に応じた森林の長伐期（伐採の時間的な間隔を70年以上の長期に設定することをいう。）化、複層林（樹齢及び樹高の異なる樹木により構成された森林をいう。）化、針広混交林（針葉樹及び広葉樹が混在した森林をいう。）化の推進を図る等森林の多面的機能を維持するために必要な措置

2 市は、環境に関連する商工業その他の産業（以下「環境関連産業」という。）の育成に努め、もって環境への負荷の低減に資するとともに、環境関連産業により本市の経済的な発展が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、本市の自然を対象とした体験型又は滞在型の観光の推進に努め、もって恵み豊かな環境を地域の振興及び本市の産業の振興のために賢明に利用するとともに、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3款 地球環境保全の推進

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、市民等一人ひとりによる地球全体の広い視野に立った認識と自発的な協力の下、次の各号に掲げる施策その

他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進等による二酸化炭素の排出削減対策
 - (2) 森林の適切な整備及び緑化活動等による二酸化炭素の吸収源対策
- 2 市は、国際機関、国、県その他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施し又はこれに協力することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

第2節 各分野に共通する施策

(環境影響評価の推進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第22条 市は、次の各号に掲げる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結等)

第23条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があるときは、市民若しくは事業者と環境保全に関する協定を締結し、又は市民若しくは事業者に対し必要な勧告をすることができる。

(誘導的措置)

第24条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努め、又はその他の良好な環境の保全及び創造のために適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実)

第25条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、市民等の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の充実を図るために必要な措置
- (2) 職場、地域、団体その他の社会教育における環境に関する研修及び学習の場及び機会を拡大するために必要な措置
- (3) 環境教育の人材を育成するために必要な措置
- (4) 環境教育の指導計画、指導法及び教材等を整備するために必要な措置

(市民等の自発的な活動の促進)

第26条 市は、市民等又は民間団体等が自発的に行う緑化活動、清掃活動、再生資源回収活動、自然とのふれ合い活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等又は民間団体等が自発的に行う次の各号に掲げる活動

に対し、その管理に係る施設、備品等をその用途又は目的を妨げない限度において、無償でこれらの者の利用に供する等最小限必要な範囲で便宜を供与することができる。

- (1) 緑化又は草花の植付け等の活動
- (2) 清掃その他の環境美化活動
- (3) 再生資源の分別又は回収活動
- (4) 野生生物の愛護活動
- (5) 公共用水域の浄化活動
- (6) 環境保全意識の普及啓発活動
- (7) 前6号に掲げるもののほか市長が良好な環境の保全及び創造に資すると認める活動

(情報の提供及び普及啓発)

第27条 市は、第25条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条第1項の市民等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民等を対象にした行事を開催すること。
- (2) 市民等が意見、体験等を発表できる機会を設けること。
- (3) 象徴となる意匠等を用いた広報により市民等への浸透を図ること。

(市民等の参加及び協働の促進)

第28条 市は、この章に定める施策を推進するに当たっては、市民等の参加及び協力の下、市民等との協働に努めなければならない。

2 市は、前項に定める市民等の参加及び協働を促進するため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) この章に定める施策の立案、実行及び評価に当たって、市民等の意見を反映させるために必要な措置
- (2) この章に定める施策を市民等に普及及び啓発するとともに、これを市民等に浸透させるために必要な措置
- (3) この章に定める施策の推進に当たり、市民等の参加の便を図るために必要な措置

(公害に係る苦情等の処理)

第29条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情、相談等について、必要に際し他の行政機関と協力する等して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

第3節 各分野の基盤となる施策等

(調査研究の実施)

第30条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。

(監視、測定等)

第31条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

資料6

登米市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成18年登米市告示第95号

(設置)

第1条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針とする「登米市環境基本計画」を策定するにあたり、市民による主体性と信頼性に立った環境政策の推進を図るため、登米市環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 1 策定委員会は、策定委員20名以内で組織する。
- 2 策定委員の構成は、学識経験者3名、市内事業者3名、各種団体7名、教職員関係者2名及び市民からの公募5名以内で組織する。
- 3 前項の市民から公募する委員については、応募のあった者の中から次の各号に該当する者として市長が認められた者を委嘱する。

(1) 市内に住所を有し、現に居住している20歳以上で、環境政策に関心を持ち、策定委員会委員として熱意を持っている者であること。

(2) 登米市の職員及び議会議員以外の者であること。

4 委員の任期は、登米市環境基本条例及び登米市環境基本計画が策定されるまでの期間とする。ただし、任期中であっても市長が策定委員会の委員として職務を遂行できなくなると認める場合は、委嘱を解くことが出来る。

(役員)

- 1 策定委員会には委員長1名、副委員長2名を置くものとする。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係課等の職員の出席を求めることが出来る。

(所掌事務)

第5条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討するものとする。

- 1 環境基本条例の策定に関すること。
- 2 環境基本計画の策定に関すること。
- 3 環境政策関連の住民周知及び広報活動に関すること。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(市民等からの発案の促進)

第32条 市は、貴重な自然等を維持、再生及び修復するための方法の開発、環境への負荷を低減させる製品、技術及び方法の開発等、良好な環境の保全及び創造に資する市民等からの発案が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の発案の中から優れたものについて、これを実施若しくは支援し、又は発案した者を優遇若しくは表彰することができる。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第33条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、本市に飛来する渡り鳥を保護するために必要があると認めるときは、本市に飛来する渡り鳥の繁殖地、越冬地、中継地等である外国の都市と協力して、本市に飛来する渡り鳥の保護に関し必要な措置を講ずることができる。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第34条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議するため、登米市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項又は重要な事項
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

(5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

登米市環境基本計画策定委員会委員及びオブザーバー名簿

◎登米市環境基本計画策定委員会委員

委員区分	備考	氏名	備考	氏名	備考
学識経験者	委員長	西村 修		東北大学大学院工学研究科教授	
各種団体	副委員長	中野 満徳		NPO法人宮城県森林インストラクター協会理事	
学識経験者	副委員長	嶋田 哲郎		(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団研究員	
学識経験者	委員	大柳 雄彦		(株)宮城環境保全研究所代表取締役	
市内事業者	委員	伊藤 秀雄		(有)伊豆沼農産代表取締役	
市内事業者	委員	菅原 一元		(株)登米村田製作所総務係長	
市内事業者	委員	猪股 育夫		川内印刷(株)代表取締役	
各種団体	委員	小野寺 恵志		みやぎ北上商工会	
各種団体	委員	榎原 勇		みやぎ登米農業協同組合専務理事	
各種団体	委員	竹内 信男		登米町森林組合参事	
各種団体	委員	上野 智通		迫川沿岸土地改良区理事長	
各種団体	委員	蛭名 茂喜		登米市公衆衛生組合連合会会長	
各種団体	委員	進東 健太郎		自然保護団体バス・バスターズ世話人	
教職員関係者	委員	秋葉 徹		登米市立新田第一小学校教諭	
教職員関係者	委員	千葉 真郎		登米市立新田中学校教諭	
公	委員	高橋 修		会社役員	
公	委員	星 久美子		農業	
公	委員	佐藤 寿彦		会社役員	
公	委員	日野 カヅコ		主婦	
公	委員	佐藤 博		自営業	

◎登米市環境基本計画策定委員会オブザーバー

所属・職名	氏名		備考
	平成18年度	平成19年度	
国土交通省北上川下流河川事務所米谷出張所長	千葉 泰宏	山崎 透	
宮城県登米地方振興事務所農業振興部技術主幹(農業振興班長)	佐野 幸一		
宮城県登米地方振興事務所農業農村整備部技術副参事	山田 哲男	岩渕 誠	
宮城県登米地方振興事務所林業振興部技術次長(森林整備班長)	新妻 忠蔵		
宮城県登米保健福祉事務所技術次長(環境公害班長)	秋野 正造		
宮城県登米土木事務所次長(行政班長)	伊藤 光明		

登米市環境保全会議設置要綱

平成18年登米市訓令第22号

(設置)

第1条 本市における環境の保全に関する主要施策の検討及び円滑な推進を図るため、登米市環境保全会議（以下「環境会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 環境保全に関する総合的な計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 環境保全に関し関係部課の協力及び調整に関する事項
- (3) その他環境保全に関し必要な事項

(構成)

第3条 環境会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議長等の職務)

第4条 副市長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 市民生活部長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 環境会議の会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 議長は、必要があるときは、次条に規定する登米市環境保全連絡会議に調査検討を命ずることができ、

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(登米市環境保全連絡会議)

第6条 環境会議に登米市環境保全連絡会議（以下「環境連絡会議」という。）を置く。

2 環境連絡会議は、市民生活部長及び別表第2に掲げる職にある者及び市長が必要と認める者をもって構成する。

3 環境連絡会議は、市民生活部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 環境会議に関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、環境会議の運営に関し必要な事項は、環境会議に諮り別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月24日から施行し、4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

副市長 教育長 総務部長 企画部長 市民生活部長 産業経済部長 建設部長 福祉事務所長
環境事業所長 教育委員会次長 (学校教育) 教育委員会次長 (社会教育)

別表第2 (第6条関係)

総務課長 防災課長 企画振興課長 市民活動支援課長 財政課長 行政改革推進課長 環境管理
課長 クリーンセンター所長 衛生センター所長 農林振興課長 農産園芸課長 畜産課長 農村
整備課長 商工観光課長 土木管理課長 道路課長 建築住宅課長 都市計画課長 下水道課長
教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長

登米市環境保全会議及び登米市環境保全連絡会議委員名簿

◎登米市環境保全会議

所 属	職 名		氏 名	備 考
	平成18年度	平成19年度		
教育委員会	助 役	副市長	井 林 貢	
総 務 部	教 育 長	長	山 内 晨 佐藤 壽 昭	H19.5.21異動
企 画 部	部 長	長	星 英 雄	
市民生活部	部 長	長	島 本 和 男	
産業経済部	部 長	長	山 内 幸 二	
建 設 部	部 長	長	小 竹 秀 悦	
福祉事務所	所 長	長	猪 股 武 彦	
環境事業所	所 長	長	中津川 定 幸	
教育委員会	教 育 次 長	長	田 代 正 美	学校教育担当
教育委員会	教 育 次 長	長	島 尾 清 次	社会教育担当
教育委員会	教 育 次 長	長	後 藤 建 一	社会教育担当

◎登米市環境保全連絡会議

所 属	職 名		氏 名	備 考
	平成18年度	平成19年度		
総 務 部	総務課長	総務課長	真 山 誠 喜 秋 山 茂 幸	
総 務 部	防災課長	防災課長	成 澤 裕 史 村 上 昭 一	H19.9.1異動
総 務 部	管財課長	管財課長	田 口 俊 郎	
企 画 部	企画調整課長	企画振興課長	及 川 登 志 郎	
企 画 部	市民活動支援課長	市民活動支援課長	小 野 寺 良 雄	
企 画 部	財政課長	財政課長	千 葉 博 行	
企 画 部	行政改革推進課長	行政改革推進課長	佐 藤 順 悦 高 橋 秀 広	
市民生活部	環境管理課長	環境管理課長	斎 藤 政 孝 佐 藤 芳 樹	
市民生活部	クリーンセンター所長	クリーンセンター所長	伊 藤 良 雄 斎 藤 政 孝	
市民生活部	衛生センター所長	衛生センター所長	濱 田 和 幸	
産業経済部	農林振興課長	農林振興課長	鯉 名 修 佐 藤 順 悦	
産業経済部	農産園芸課長	農産園芸課長	尾 形 秀 逸	
産業経済部	畜産課長	畜産課長	永 浦 敬 悦	
産業経済部	農村整備課長	農村整備課長	小 野 寺 富 雄 佐 久 田 孝 行	
産業経済部	商工観光課長	商工観光課長	河 内 安 雄 千 葉 一 吉	
建 設 部	土木管理課長	土木管理課長	秋 山 顕 頭 佐 々 木 文 明	
建 設 部	道路建設課長	道路課長	千 葉 顕 治 沼 田 一 夫	
建 設 部	建築課長	建築住宅課長	佐 々 木 文 明 金 正 男	
建 設 部	都市計画課長	都市計画課長	高 橋 千 壽	
建 設 部	下水道管理課長	下水道課長	柴 崎 初 男 三 浦 栄 英	
建 設 部	下水道建設課長	下水道建設課長	阿 部 信	
教育委員会	教育総務課長	教育総務課長	志 賀 尚 大 滝 敬	
教育委員会	学校教育課長	学校教育課長	鈴 木 正 俊 加 藤 敬 一	
教育委員会	生涯学習課長	生涯学習課長	北 條 敏 夫	

登米市環境基本計画策定ワーキンググループ設置要綱

平成18年登米市訓令第37号

(設置)

第1条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針とする「登米市環境基本計画」を策定するにあたり、具体的な内容の検討及び細部調整を行うため、登米市環境基本計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ワーキングは、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長及び副座長)

第3条 ワーキングに、座長及び副座長を置き、メンバーの互選によって定める。

2 座長は、ワーキングの事務を総理し、ワーキングを代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ワーキングの会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 ワーキングの会議は、メンバーの半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 ワーキングの議事は、出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 ワーキングは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキングに関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングに諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年5月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

所 属	職 名		氏 名	備 考
	平成18年度	平成19年度		
総務部	総務課主事		主 藤 貴 宏 伊 東 智	
総務部	防災課主事		白 岩 登世司	
総務部	管財課主事		伊 東 智	
企画部	企画調整課主事	企画振興課主事	佐 藤 裕 之 千 葉 竜 二	
企画部		市民活動支援課主事	高 橋 定 幸	
企画部	政策推進室主事	政策推進室主事	山 形 真 基 H18.6.26就任	
企画部	財政課主幹	財政課主事	千 葉 清 及 川 知 美	
企画部	行政改革推進課主査		新 田 公 和 安 部 保 男	
市民生活部	環境課主事	環境課主査	三 條 光 弘 菅 原 直 樹 H18.6.30退任 H18.9.1就任	
市民生活部	環境課主事	環境課主事	岩 渕 裕 喜 H18.9.1就任	
市民生活部	環境管理課 環境管理係長	環境管理課主査	大 宮 兵 治 菅 原 秀 典	
市民生活部	衛生センター施設係長	衛生センター技師	菅 原 敏 昭 半 澤 裕 一	
産業経済部	農林振興課主事		高 橋 敏 幸	
産業経済部	農産園芸課主事	農産園芸課主査	菅 原 智 弘	
産業経済部	畜産課主事	畜産課主査	佐 々 木 克 典 千 葉 昌 彦	
産業経済部	農村整備課主事		鈴 木 淳	
産業経済部	商工観光課主事		高 橋 秀 人	
建設部	土木管理課技術主査	土木管理課主査	高 橋 浩 昭 阿 部 信 広	
建設部	道路建設課技術主幹	道路課主幹	金 宏 明 及 川 実	
建設部	建築課主査	建築住宅課主査	佐 藤 貴 光	
建設部	都市計画課主幹		千 葉 博 英	
建設部	下水道管理課主事	下水道課主事	小 野 寺 純 小 野 寺 純	
建設部	下水道建設課主事		津 藤 順 純	
教育委員会	教育総務課主事		佐 藤 敏 子	
教育委員会	学校教育課指導主事		森 裕 哉	
教育委員会	生涯学習課主事		渡 邊 朋 子	